

あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の見直し

1 現行の審判請求費用及び報酬の助成要件

(1) 住所地要件

○市内に住所を有する者又は介護保険法その他の法令により市の援護を受けている者

(2) 収入要件・資産要件（いずれかに該当）

○生活保護の被保護者又はこれに準ずる低所得者であって、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるとき

○審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の属する世帯の収入及び資産から控除した場合に、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回るとき

2 課題

○現行の助成要件の規定は多様に解釈できるため、助成の基本的な考え方や助成要件の内容を共有しづらい。

○その影響もあって、審査事務においても苦慮することがある。

○ひいては専門職後見人等に制度案内などする際に、煩雑な説明となるおそれがある。

3 報酬等の助成要件の見直し

(1) 基本的な考え方

○成年後見制度では、原則、被後見人等が後見人等や後見監督人等に対して報酬を支払うものである。

○その報酬額は後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、被後見人等の財産状況や後見人等の後見活動（業務）の内容などを鑑みて、裁判官が審判する。

○被後見人等に収入や財産がなく、報酬を支払うことができない場合、成年後見制度の利用（の継続）が困難になることがある。

○このことから、報酬等の助成は成年後見制度を必要とする人が安心して制度利用できるよう、報酬等を助成することにより、被後見人等の権利を擁護しつつ、安定した日常生活を送れるよう支援するもの。

(2) 見直しのポイント

○報酬助成の要件（住所地要件・収入要件・資産要件）の明確化

○報酬助成の対象者の整理

○収入要件・資産要件の見直し（世帯単位から個人単位へ変更）

4 あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正案

(1) 基本方針

- 報酬等の助成の基本的な考え方を踏まえ、助成要件を見直すに当たり、助成内容を規定しているあま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正に向けて取り組む。
- 今回の改正はおもに、①報酬助成の対象者及び対象要件の明確化、②収入要件・資産要件の見直しの2点を検討する。

(2) 報酬助成の対象者及び対象要件の明確化

- 第6条及び第9条関係において、審判請求費用及び後見人等報酬費用の助成対象者及び助成要件を明確化する。
- 現行の第9条では、「後見人等報酬費用の助成の対象者は、被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする（後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。）」と規定している。
- しかし、第6条では、「市長は、第3条第1項の規定による審判請求が行われなかった被後見人等について、当該被後見人等又は申立人（被後見人等の親族である場合に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用に相当する額を助成することができる。」と規定している。
- 第3条第1項では、市長による審判請求の対象者を規定しており、現状では報酬助成対象者の要件として、第3条第1項第1号に規定する住所地要件によらず、第6条各号に規定する収入要件・資産要件の2点を満たせば良いと読み取ることができる。
- 第14条では、後見人等報酬費用の助成の中止を規定しているように、本来、報酬助成の対象者は住所地要件も満たす必要があるが、第3条、第6条、第9条の規定は住所地要件をみないとも解釈し得る。
- 本要綱はあま市が制定する利用支援事業であり、あま市に住所を有する者へ支援を届けるべきものであることから、第9条を「後見人等報酬費用の助成の対象者は、市内に住所を有する者又は介護保険法その他の法令により市の援護を受けている被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする（後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。）」に改め、報酬助成の対象者及び対象要件を明確にする。
- また、第14条の後見人等報酬費用の助成の中止においては、改正後の第9条の規定（要件）に該当しなくなった場合、助成を中止するという内容に改める。

(3) 収入要件・資産要件の見直し

- 収入要件・資産要件の規定については、現行条文から次のように改め、要件を明確化する。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する中国残留邦人等の支援給付を受けている者
 - (3) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が100万円を超えないとき
 - (4) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者
- 生活保護の被保護者を明確に助成対象とするとともに、中国残留邦人等の支援給付を受けている者も助成対象に含める。
- 成年後見制度は個人単位で適用される性質から、収入や資産の要件を世帯単位ではなく、個人単位とする。
- 被保護者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている者以外に、被後見人等が生活保護の被保護者でなく、報酬等を支払うと生活保護の最低生活費を下回る収入となる場合に保有を認める預貯金額は100万円を超えないものとする。
- これらにより、被後見人等の権利擁護につなげる。